

平成28年4月1日～

障害者差別解消法及び 愛知県障害者

差別解消推進条例

が始まっています

この法律では「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」を求めています。
そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

	役場	会社・お店等
不当な扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力する

※民間事業者における合理的配慮の提供は努力義務になります。

差別的な事、嫌な事、困った事が起こったときは、下記の窓口に相談してください

相談等の窓口となる課	
障害者等に対する差別	福祉課
町職員による差別	秘書広報課
事業者等による差別	担当する課

《不当な差別的扱いの具体例》

- ✖ 受付の対応を拒否する
- ✖ 本人を無視して、介助者・支援者や付添い者のみに話しかける。
- ✖ 学校の受験や、入学を拒否する。
- ✖ 障害者向けの物件はないと言って対応しない。
- ✖ 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。

《合理的な配慮の具体例》

- ◎ 車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する。
- ◎ 障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。
- ◎ 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。
- ◎ 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。

《講演会・説明会等の情報保障について》

- ※ 町主催の講演会・説明会等で手話通訳者、要約筆記者の派遣を希望される場合は、開催日の2週間前までに担当課までご連絡ください。